

改正

令和元年7月1日規則第13号

令和2年10月19日規則第58号

令和2年10月30日規則第59号

奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって児童等の健全育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「小児慢性特定疾病児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る児童等をいう。

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、同表性能の欄に掲げる性能を有するものとする。

(対象者)

第4条 用具の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、保護者又は本人が市内に住所を有する別表第1の対象者の欄に掲げる在宅の小児慢性特定疾病児童等（頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）及びストーマ装具（尿路系）にあつては、入院している者又は施設に入所している者を含む。）であつて、児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならないものに限る。

(申請)

第5条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(2) 対象者の扶養義務者（扶養義務者のない場合は対象者）の市町村民税額を証明できる証票

(申請月が1月から6月までは前年度の市町村民税、7月から12月までは当該年度の市町村民税に係るものとする。)

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているときは、生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、当該対象者の身体状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査して調査書(別記第2号様式)を作成のうえ、その内容を審査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(別記第3号様式)に小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(別記第4号様式)を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により用具の給付をしないことを決定したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付不承認決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(用具の給付及び負担)

第7条 用具の給付の決定を受けた申請者は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券を用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に提出し、用具の引渡しを受けなければならない。

2 前項の申請者は、用具の引渡しを受けたときは、当該申請者が用具の給付の決定を受けた日の属する会計年度において、別表第2に定める額を限度に、その用具の購入に要する費用の一部又は全部を当該業者に支払わなければならない。

(管理義務等)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、転貸し、若しくは担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがある。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月19日規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る徴収金から適用し、同日前の申請に係る徴収金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和2年10月30日規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1 (第3条、第4条関係)

種目	対象者	性能
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥(じょく)瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただ

		し、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの

紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの

別表第2（第7条関係）

徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0
	B A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	2,250	230
D 1	A階層、B階層	3,000円以下	290
D 2	及びC階層を除	3,001円から5,800円まで	350
D 3	き当該年度分の	5,801円から8,700円まで	380

D 4	市町村民税の課税	8,701円から13,000円まで	4,250	430
D 5	税世帯であつて、その市町村	13,001円から17,400円まで	4,700	470
D 6		17,401円から22,400円まで	5,500	550
D 7	民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	22,401円から28,200円まで	6,250	630
D 8		28,201円から58,400円まで	8,100	810
D 9		58,401円から75,000円まで	9,350	940
D10		75,001円から96,600円まで	11,550	1,160
D11		96,601円から121,800円まで	13,750	1,380
D12		121,801円から175,500円まで	17,850	1,790
D13		175,501円から221,100円まで	22,000	2,200
D14		221,101円から380,800円まで	26,150	2,620
D15		380,801円から549,000円まで	40,350	4,040
D16		549,001円から579,000円まで	42,500	4,250
D17		579,001円から700,900円まで	51,450	5,150
D18		700,901円から849,000円まで	61,250	6,130
D19		849,001円から1,041,000円まで	71,900	7,190
D20		1,041,001円以上	全額	左欄の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないとき

は、徴収月額の設定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を設定するものとする。

2 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものとする。

3 この表のD 1 からD20までの階層における「所得割の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて（平成30年8月30日付健発0830第7号厚生労働省健康局長通知）によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税の所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

4 この表における所得割の額の計算については、対象者又はその扶養義務者が、前年度（4月から6月までに申請の場合は前々年度）の1月1日において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

5 市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この5において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。

6 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明する

までの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用の総額をいう。

8 徴収基準月額又は徴収基準加算月額が日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって徴収基準月額又は徴収基準加算月額とする。

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住 所

氏 名

給付対象者との続柄 ()

次のとおり、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を申請します。

対象者	氏 名				生年月日	年 月 日生 (歳)		
	住 所							
	疾病名							
世帯の状況	氏 名	続柄	生年月日	職 業	備考 (対象者に対する介護の状況等)			
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況	住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用		
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともして ない。 4 自分でできる。	排 便	1 他人の介助を 必要 2 便器 (携帯用) 使用 3 自分でできる。	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必 要 (一部、全部) 3 自分でできる。		
給付を受けたい用具の名称					希望する型式、 規模等			
給付上特に希望する事項								
備 考								

添付書類

- 1 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 2 対象者の扶養義務者の市町村民税額を証明できる証票
- 3 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けているときは、生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

調 査 書（小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業）

申請書受理番号 及び年月日		番 号 年 月 日		申請者 氏 名		対 象 者 との続柄	
対 象 者	氏 名			生年月日		年 月 日生（ 歳）	
	住 所						
	疾 病 名						
世 帯 員 の 状 況	氏 名		年 齢	対 象 者 との続柄		課 税 状 況	
世 帯 区 分		1 被保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯					
住まいの状況		1 自宅 2 借家（貸主の諾否）					
給付後の生活の 状況		日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する 状況に○） 1 自力でできるようになる。 2 一部介助でできるようになる。 3 給付しても変わらない。 （一部介助・全介助） 4 その他（ ）				その他の状況 1 在宅生活が可能になる。 2 その他（ ）	
給付の必要の 有無		有・無		給付する（しない） 理由			
給付する用具名 （含む型式規模 等）		予 定 価 格		円 扶養義務 者が支払 うべき額		円 公費負担 予 定 額	
その他特記事項							
年 月 日				調査員 職名 氏名			

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

様

奈良市長



先に申請のありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具名 (含む型式規模等)		納 入 業 者 名	
		納入業者の住所 (電話)	
価 格	円	扶養義務者が 支払うべき額	円
			公 費 負担額
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>		

第4号様式（第6条、第7条関係）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券						
① 給付番号	第	号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日		
③ 対象者氏名			④ 生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
⑤ 居 住 地						
⑥ 保 護 者 氏 名			⑦ 対象者との続 柄			
⑧ 給付する用具 名(型式規模等)	⑨ 価 格	円	⑩ 扶 養 義 務 者 が 支 払 う べ き 額	円	⑪ 公 費 負 担 額	円
⑫ 納 入 業 者 名			⑬ 納 入 業 者 の 住 所	(電話)		
⑭ この券の有効 期限	受給者が業者に提 示する期限	年 月 日	業者の公費 支払請求期限	年 月 日		
上記のとおり決定します。 年 月 日 <p style="text-align: right;">奈良市長 印</p>						
⑮ 業者の納付し た日	年 月 日	⑯ 扶 養 義 務 者 か ら 受 領 し た 額	円	⑰ 受 領 業 者 名 及 び 年 月 日	年 月 日	
⑱ 用具受領保護 者名			⑲ 検 収 者	職名 ----- 氏名		
⑳ その他特記事 項						

(注) 本表は、①～⑭、⑲は市、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。

⑱は、保護者が記入すること。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付不承認決定通知書

（申請者） 様

奈良市長



年 月 日に申請がありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次の理由により給付しないことに決定しましたので通知します。

（理由）